

**Robert E. Ball**  
**THE CROWN, THE SAGES AND**  
**SUPREME MORALITY, 1983,**  
(ロバート・E・ボール著「王位・聖人・最高道徳」)

川 窪 啓 資

本書は西欧人の手によって、西欧で出版された最初のモラロジーの研究書である。

著者ボール氏は1911年3月8日生れ、英国最高法院衡平法部主任補助裁判官 (Chief Master of the Chancery Division of the High Court) であった人で、バス勲爵士、大英帝国勲位受勲者の爵位を持つイギリス紳士である。故ジョゼフ・ラワリーズ博士と同じくロンドンのアシニアム・クラブの会員で、モラロジーについては、そこでラワリーズ博士から紹介されたという。

ボール氏は本書の前に *Law and the Cloud of Unknowing* (Arthur H. Stockwell, Devon, 1976) を著わしているが、これは、イギリス法の歴史と精神、及び14世紀の神秘思想家の *The Cloud of Unknowing* の本をとりあげたものである。ボール氏の背景を知るのに決して易しいとはいえないにしても好個の読物である。

本書執筆の動機は、ノルマン時代から連綿とつづく衡平法部の伝統を継ぐボール氏にとって、容認出来ないことが当時もち上っていた。それは、欽定召喚状の文言である「神の恩寵によって」から始まり、「信仰の擁護者」で終わる国王の肩書を削除する動きが起ったのである。ボール氏にとってそれは単なる字句の変更ではなく、法の法たる所以の根底をゆるがすものと思われた。直接の上司である大法官ヘイルシャム卿と意見を異にするに至り、定年前であったが、辞任してしまったのである。その頃、ラワリーズ博士を通じてモラロジーの国家伝統に関する教説を知るに及び、ついに伝統の原理を中心テーマとしてモラロジーの研究に没入することになった。

本書の内容は、上の経緯からも想像されるように、イギリス憲法研究とモラロジー（の特に国家伝統の原理）という二つの糸が縋りあったものである。概略は次の如くなっている。

謝辞——ラワリーズ博士夫妻、広池千太郎所長夫妻他内外の数十人に対する感謝のことば。

序文——執筆の動機、略歴。

第1章——「混沌たる世界」。第一次大戦前後のイギリスで少年時代を過ごしたボール氏はその安定を懐しみ、現代の喧噪と価値観の混乱と現代思想の美名を装った利己主義の横行を慨嘆し、発想の転換が必要と説く。革命的ではなく、進化的変革が必要という。

第2章——「広池の道徳の科学 (Science of Morals)」。モラロジー研究所略史、最高道徳の六大原理の解説があり、これらの原理は「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の状況にとって極めて適合するものである」(p.16) と述べている。

第3章「広池の思想の中国的及び神道的基盤」。この章は最初の原稿にはなかったが、後つけ加えられたものである。易、道教、神道がキリスト教と対比されながら述べられている。尚p.39の上から8行目にミスプリントがある。すなわち He の前のピリオドからその行の最後までを削除し、その代りに is the doctrine of T<sub>e</sub> for it has an important bearing on を入れる。

第4章「最高道徳と西欧的な見解」では、特にイギリスにおける国家伝統は何かということについて、ボール氏の厳正な態度がよく出ている。日本の場合は国家伝統は何かということは明白であるが、外国の場合、必ずしも最高道徳を実行した王家はなく、又共和制下の大統領は世襲ではなく、日本の皇室をモデルにした国家伝統の教説を外国に適用する場合、どうしても擬制とか、多少の修正が必要となってくる。ラワリーズ博士は、イギリスの国家伝統は国王（現在はエリザベス女王）ではなく、王位と議会と裁判所と教会の複合体であると述べられ、筆者もそれが現実のイギリス国民には受け入れやすいかも知れないなどと書いたが、<sup>(注)</sup>代々イギリス人であり、イギリス法の中核で長年働いてきた英国の勤王の志士(?)たるボール氏はこの見解を拒け、Crown がイギリスの国家伝統であると明言している。ラワリーズ博士が元来ベルギー人で、12才のときイギリスに帰化してイギリス人となり、その後の経歴がユネスコその他世界各国の大学、研究機関で働かれ、博士のモラロジーに対する態度は、より普遍的な世界を目指すべきであるとされたのに対し、ボール氏のそれは、イギリスの歴史と伝統に根ざして、モラロジーのイギリス的展開をはかろうとするところに特長がある。『道徳科学の論文』の伝統の原理を中心として英訳原稿を熟読して、ボール氏は、いわばモラロジーの最初の精神を受け取っていると言えよう。そしてさらに、伝統の原理をティヤール・ド・シャルダンの進化論的思想と、ユングの心理学をもって、再解釈、あるいは展開を試みている。アメリカの法律家でモラロジー研究所にも来訪したことのあるH教授は、国家伝統については、西欧人にはおおよそ意味をなさないという厳しい批判を筆者宛の私信に寄せている折から、この問題はなお精密深刻な研究と討議が必要とされるであろう。ともあれ、ボール氏というイギリス人の法律家が本書において国家伝統のイギリス的展開を試みたことは評価しなければならない。

その他因果律の問題も、今生だけの因果律は余りに単純すぎる。魂の再生(reincarnation)を認めなければならないと述べている。

第5章「最高道徳と宗教」

モラロジーは宗教ではないと繰り返して広池博士は述べているが、そしてまたそれは既成宗教ではないという意味で正しいのであるが、博士自身は深く神を信じていたことをボール氏は注目している。また、博士が既成の宗教の弊害にも触れていることを述べている。ボール氏は自己の宗教観、死後の世界の実在性に対する確信を開陳している。最後にボール氏は、最高道徳は二、三千年前と同じく現代においても有効であり、私たちににとって重要な指針になることを強調して5章を終えている。

#### 第6章「文明とイギリスの興隆」

前章まで最高道徳の全般的な検討をしてきたボール氏は、この章から、最高道徳の原理をイギリス連合王国の政治と特に憲法に適用している。この章は古石器時代からイギリスへのアングロ・サクソン・ジュート族の侵入までが述べられているが、ここで次章にもっとくわしく出てくる司祭王と軍事的王の二種類の王が言及されている。王制の研究のためこの二つの分類は重要である。

#### 第7章「君主制の本質」

本章ではジェイムズ・フレイザーの『金枝篇』などを援用して、原始、古代の王が司祭王であったこと、そしてその王は部族、国民の犠牲となっていることを記している。王たることは誠に生命の危険に曝された存在なのである。次に二重王制 (double kingship) が現われそれは国民の精神的具現者たる王と、実際に権力を握り行使する王の二頭立ての体制である。日本の天皇と将軍という体制もその一例であると述べられている。前者の王、すなわち神聖な王はユング的な元型あるいは広池の意味におけるオーソリノンとして種族あるいは国民の意識の中に根付いているのでそれを破壊するとその部族、あるいは国家は混乱するという。

イギリスの王室は軍事的王の範疇に入る。最高道徳を実行したと言えそうなのはアルフレッド大王ぐらいのものだと、イギリス人であるボール氏も認めている。しかしイギリス憲法史をアングロ・サクソン時代の Witan (議会—広池博士もその『日本憲法淵源論』(『広池博士全集』四p. 478)でこのウ

イタンつまり、Witenagemot のことを言及しておられる)、イギリス議会の発生、内閣の発生、王の権力の名目化、立憲君主制の発達が簡潔に記述されている。そして世界各国のうちで立憲君主制の方がより安定した国であると述べている。

#### 第8章「貨幣、土地及び階級——若干のユートピア的見解」

貨幣、利子の是非、威信、所有権、土地の諸問題、共産主義の非生産的であること、伝統の原理で財産保全、家の永続性をはかること、階級が現実存在すること、しかしその固定化、カースト化は不可なること、社会的流動性が社会に活力を与えること、義務先行がなければユートピアは出来ないことなどが述べられている。

#### 第9章「イギリス憲法に対する脅威」

イギリス憲法史の背景の下に、王が正義、権威の根源であることを論じている。ここでも伝統をユングの元型から説明している。明治天皇のことや、広池博士の「華族は皇室の藩屏」(『論文』⑦2461) Bagehot やアリストテレスの民主政論、「主人に主人があることを知らなければならない」(『論文』⑦2327—28「鏡山」参照) 広池博士のイギリス賛美論を『論文』(⑦2382—83) から引用して、ボール氏は自国民に奮起をうながしている。半世紀以上も前に広池博士によって書かれた文章が、海をへだてたイギリスの現代法律家によって敬意をもって引用されていることを知ることは、本書と多少のかわりをもった私にとって大いなる喜びであった。思想、道徳の国際的交流と展開のために献身することを感謝するものである。

第10章「何がなされるべきか」は、イギリス社会の改良のために、どのように最高道徳を適用していけばよいかを、社会のさまざまな部門をとりあげて論じている。すなわち王位の尊厳を守るべきこと、上院、下院、投票制度、行政府、司法府等の改革案、広池博士の経営指導と日本経済繁栄の秘密、イギリスは最高道徳の種子がまかれるよい土壌、ボール氏所有林の生態と人種間の生存のあり方、人類のこれからの統合、結婚、産児制限の問題、マスコミ、イズム等について、ボール氏はモラロジーに対する透徹した理解

と、七十年の経験と学識をもってイギリス社会に最高道徳の必須なることを力説している。

第11章「来たべき統合」では、長い人類史から核時代である現代を眺望し、ナショナルリズムを超えたものを提唱する。現代は一方ではインターナショナルな傾向があるかと思えば、他方では、国内分裂をおこし、より小さい国家をつくらうとする少数民族の動きがあり、混沌としている。このような時代にあつて、伝統の原理は、団体を統合していく原理として有効である。世界の統合の中心として、三つの道があるとボール氏は言う。一つは世界の大統領を選出する。第2は、<sup>ナショナル</sup>宗教上の伝統を世界の統合のシンボルとする。第3は神聖な世襲的君主を統合のシンボルとする。第1と第2は望ましくはなく、第3が最も適当であり、日本の天皇家か英国王室が世界の統合のシンボリック機能を果たすのによいとボール氏は提言する (p.171)。また英連邦の如き Commonwealth をいくつか形成し、それをまたまとめていくという案も提言されている。東アジア連邦では、日本の皇室が<sup>ナショナル</sup>伝統になるし、またスペイン王室はスペイン語圏の諸国の伝統になる可能性がある等、ボール氏の大胆な構想が開陳されている。

第12 (最終) 章「イギリスにおける最高道徳——そしてそれを超えて」では、まず広池博士の伝統を、ユングの元型 (archetype) から解釈し、人類社会の根源的なものであるということを述べ、つぎに、広池博士が道徳が一つの科学になりうることを強調したところにユニークなところがあり、しかもその扱う面は、家庭とか国家とかの安定をはかる、道徳の公的、集合的面にあると指摘している。従来のモラロジアンが個人とか家庭のモラルを主として取りあげてきたことと比して、ボール氏のそれは、国家伝統が主たるテーマであったので、上のようなモラロジー評価となったと思われる。

さて以上、本書の梗概と私の若干のコメントを述べたが、一言で要約すれば、本書はイギリスの法律家が真摯にモラロジーをいかにイギリス社会に適合させるか、特にその王位と国家伝統の関係を論じ、あわせて今後の世界に最高道徳が如何に必須のものであるかを力説した西欧最初のモラロジー研究

書といえよう。(関係記事としてモラロジー研究所『所報』1983年3月1日号、同年7月1日号参照)

ボール氏は君主制の問題を<sup>ナショナル</sup>国家伝統の観点から論じているが、その背景には現代デモクラシー思想と現代政治の現実にあつて、どういう意義があるか、きれいごとの議会制民主主義では、うまく現実には動かない国々もあることを認識しているように思われる。Reinhard Bendixの (*Kings or People: Power and the Mandate to Rule* (University of California Press, 1978) の p. 602) には「新興国は政治的共同体のこの情緒的基盤が欠けている」とある。これをうめていくのが、ボール氏のいう象徴的伝統を有する連邦が、今後の人類の模索がつづくであろう。ボール氏も国家伝統の教説は精神は生かすとしても、形の上では多少の修正を要すと述べているが、私たちとしては、Alexis de Tocqueville, *Democracy in America* (New York, 1835. 1945) 2 vols や James Bryce, *Modern Democracies* (London, 1921) 2 vols など参照しながら、未来の国家伝統のあり方を探究していかなければならないだろう。

ボール氏のモラロジー研究と実践は本書にとどまらず、「モラロジー論——アシニウム・クラブ講演」(『モラロジー研究』No. 11, 1981, pp.27—64) や、氏の所属しているティヤール・センターでの講演 (1984年2月7日及び3月末。The Teilhard Review and Journal of Creative Evolution, vol. 18, No. 3 参照) があり、ボール氏がイギリスにおいてモラロジーの研究と紹介に献身していることを付記しておきたい。

(Robert E. Ball, *The Crown, the Sages and Supreme Morality*, Routledge & Kegan Paul, 1983 £9.95, 203 pp. inc. Bibliography and Index.)

注

Keisuke KAWAKUBO, "For the Internationalization of Moralogy: A Tentative Reply to Dr. Lauwerys's Proposals on National Ortholinon" (『モラロジー研究』 No. 8, 1979) という筆者の論文がポール氏のこの本の p. 46に引用されている。

[本書は広池学園出版部で販売している。定価3500円。]